

インドで商標登録出願のみなし放棄に対する陳情機会の付与

2016年4月6日
JETRO ニューデリー
菅原 洋平

2016年4月4日、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）は、同局ウェブサイト上で、拒絶理由通知に対する応答が30日以内になされず、みなし放棄とされた商標登録出願に対し、4月30日まで陳情の機会を与えると発表した¹。当該公告の仮訳は別紙参照。

<公告の概要>

商標登録出願が拒絶理由を有する場合、審査報告書により拒絶理由が通知される。審査報告書は、出願人・代理人に発送され、通知日から1か月以内に応答しない場合は、商標登録出願が放棄されたものとみなされる²。

審査報告書に対して応答したにも関わらず、みなし放棄とされた事例や、審査報告書が出願人・代理人に送達されず、応答できずに放棄された事例が報告されたことから、このような扱いを受けた出願人・代理人に対し、陳情の機会を与えられている。

陳情は、必要な事実を立証する証拠とともに、特許意匠商標総局の担当者へ4月30日までにEメールで提出すべきとされている。期日を過ぎた場合は、一切検討されないこととされている。

<関連情報>

2016年3月のみなし放棄された案件は166,767件であり(4,192件:2016年2月)、多くの案件が上記の事例に該当する可能性がある。

審査報告書は郵送されるとともに、ウェブサイト上にも掲載される。審査報告書の発送は遅れることも多く、実務上はウェブサイト上の審査報告書をダウンロードして応答する場合もある。代理人がウェブサイト上の審査報告書をダウンロードして応答した場合、商標局は審査報告書を発送しないこともある模様。

なお、審査報告書のウェブサイト上へのアップロードは出願人・代理人への通知ではないとした判断有³。

(了)

¹ http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_04April2016.pdf

² 商標規則 38(5)

³ Writ Petition No. 2088 of 2012 (Bombay High Court)

公告

当局は、1999 年商標法および商標規則に従い、登録出願に対して当局が拒絶理由を含む審査報告書への応答が 30 日以内に行われなかった出願を、放棄されたものとして扱う措置を取っている。このような案件全てにおいて、審査報告書が既に公式ウェブサイト掲載され、かつ出願人または関係する授権代理人へも個別に送付されていることを申し述べておく。

一部出願に関して、出願人の代理で応答したにも関わらずそれが考慮されず、放棄されたものとして扱われたという苦情がいくつか寄せられている。また、当局の拒絶理由を含む審査報告書が出願人または関係する授権代理人に届いていなかったため、応答ができずに出願が放棄されたものとして扱われたという旨の苦情もいくつか寄せられている。

上記事情と公平性を鑑み、当該出願人または関係する授権代理人に機会を与えることを決定する。

誤って出願が放棄されたものとして扱われたと考える出願人または関係する授権代理人は、その事実を十分に立証するだけの証拠を書面にしたものと併せて、全ての詳細が記載された陳情書を提出するよう関係者全員に通知する。

当該陳述書および審査報告書への応答がある場合は全て、**2016 年 4 月 30 日**までに特許意匠商標総局の abhishek.p@nic.in (sdojha.tmr@nic.in を cc とする) へ E メールで提出すること。前記期間内に寄せられた陳述書に関する案件には、当局が全て適切に対応する。

2016 年 4 月 30 日より後に提出された当該趣旨の陳述書は一切検討されない旨、留意すること。

日付なし
(Om Prakash Gupta)
特許意匠商標総局長官